

第7回

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

第7回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年 8月23日（火）13:54～16:13

場 所：全国町村会館 2階ホール

1. 開 会
2. 実行可能な方策についての検討
3. その他
4. 閉 会

○森光座長 定刻よりも5分早いですが、皆さんおそろいとのことですので、ただいまより第7回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日は、鈴木委員、田熊委員から御欠席の御連絡をいただいておりますので、私を含めまして15名の委員の御出席となります。

議題に入ります前に、消費者庁におきまして人事異動がありました。長官がかわりましたので御紹介いたします。

岡村和美消費者庁長官です。

○岡村消費者庁長官 ただいま御紹介いただきました岡村でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

本月9日付で消費者庁長官を拝命いたしました。

食品表示については、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して大変重要な役割を果たしておりますので、その適正を確保し、消費者の利益の増進を図ってまいりたいと考えております。

食品は、消費者にとって毎日接する大変身近なものでございます。加工食品の原料原産地表示については、これまで拡大に向けた議論が長く熱心に続けられてきたとのことでございます。引き続き、多方面からいろいろな御意見をいただき、これからも活発な御議論を賜ればと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、ここで報道関係の方は傍聴席へお移り願います。カメラの方も御退席または御着席願います。

それでは、事務局より配付資料の確認をお願いします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、お手元の配付資料の確認をいたします。

まず議事次第、次に座席表、次に資料1「原料原産地表示の目的」、資料2「国際整合性について」、資料3「原料原産地表示の監視について」、資料4「表示方法のイメージ」、資料5「冠表示について」、資料6「表示媒体について」、資料7「加工食品の原料原産地表示に対する要望」でございます。

今回も地方公共団体等から意見が寄せられております。

委員のお手元には、このほかに、第6回までの検討会資料一式、及び、これまで提出された要望書等のつづりをお配りしております。

以上が本日の資料でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

では、早速、議事次第の「2 実行可能な方策についての検討」に入ります。

前回、第6回の本検討委員会におきまして資料としてお示ししましたところ、皆様からたくさんの御意見等をいただきました。今回は、前回いただきました御意見を踏まえまして、原料原産地表示の御説明、及び、実行可能な方策について御検討いただきたく、今回の資料を御用意してあります。委員の皆様には、これからの原料原産地表示についての具

体的な方策に関する意見をいただきたいと思います。

まず、資料1から資料6について事務局より取りまとめて御説明させていただきます。その後、議論に移りたいと思います。

では、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 食品表示企画課の船田と申します。私から、資料1から資料6までまとめて御説明させていただきたいと思います。

今回6つの資料を用意してございます。先ほど座長からもちょっと紹介があったのですが、けれども、前回の第6回検討会の中で具体的方策ということで出てはおりますが、その前に、委員から、これは第2回検討会の資料1で示した論点になるのですが、過去の検討における論点・課題として示したもので、原料原産地表示の目的ですとか国際整合性についてどう整理されているのかといった発言がございました。そういったことを含めまして、最初に、資料1から資料3までが目的ですとか国際整合性ということで御説明させていただきます。

それでは、資料1をごらんください。「原料原産地表示の目的」についてになります。

1 ページ目をごらんください。食品表示法の第1条の目的規定の条文をお示ししております。1行目のところに「食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み」と書いてあります。続きまして、4行目のところに「食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図る」と書かれております。また、下から3行目のあたりに「国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与すること」と書いてあります。これが食品表示法の目的でございます。原料原産地表示制度は食品の安全性を担保するというものではないと解しておりますけれども、基本的には、消費者が自主的かつ合理的に食品を選択するため、言い換えれば、消費者の選択のための情報提供の制度と理解しているところでございます。

2 ページ目をごらんください。（参考）としまして、これは以前この検討会の中でも紹介しているところでございますが、韓国及びオーストラリアの産地表示に関する法律の目的をあわせてお示ししました。

韓国では「適正かつ合理的な原産地表示をさせることで、消費者の知る権利を保障し、かつ、公正な取引を誘導することによって生産者と消費者を保護すること」を目的としております。

一方、オーストラリアでは、消費者法において「より明確で、矛盾のない、有益で確認が容易な食品の原産国表示を提供することにより、消費者が購入する食品について、個人の嗜好に沿って、より多くの情報に基づいた選択ができるようにすること」を目的としております。これは前回御説明しておりますけれども、ことしから新たにカンガルーのロゴというものを義務づけているという制度でございます。

続きまして、資料2の説明に移らせていただきます。「国際整合性について」という題名がついております。韓国とかオーストラリアの海外の制度につきましては、この検討会の中でいろいろ紹介しているところなのですが、第3回目の検討会の資料4のときに「海外の原料原産地表示制度」ということでちょっと御紹介しております。その中に、コーデックスでは原料原産地表示に関する規定はなく、現状では原料原産地表示を直接規律する国際的なルールはありませんということをおっしゃっていただいております。

そうすると、WTO協定のTBT協定というものがああります。その中で、外国産品に対して国内産品より不利な対応を与えてはいけません、これは内国民待遇と言っておりますけれども、こういったルールがございます。国際的なコーデックスのルールはないのですが、こういったWTOの協定があります。これに反するかどうかということが論点になっているということがございます。

内国民待遇に反する取り扱いを行う基準等を定めた場合は、WTO提訴を受ける可能性があるということになります。ただ、日本でこれまで原料原産地表示を義務化するに当たって、資料にお示ししているところ、基準の施行ですとか改正時のときにWTOの事務局を通じて他の加盟国に順次通報してきているところがございます。これまでに問題になったことはないという状況でございます。

あと、韓国及びオーストラリアも、原料原産地表示についてそれぞれの国が通報を行っているところではございますが、いずれもWTOの協定上、特段問題視されていないという状況でございます。

続きまして、資料3に移らせていただきます。「原料原産地表示の監視について」ということで御説明させていただきます。

1ページ目ですけれども、現在、原料原産地表示を含む原産地表示の取り締まりというのは、食品表示法の規定に基づいて、消費者庁、農林水産省、地方自治体などが実施しているところがございます。具体的には、その「(参考)」の食品表示法の抜粋にありますように、法律第6条1項に基づきまして、食品表示基準に定められた事項を遵守しない事業者に対しまして、行政庁が、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる」ということが書かれています。

さらに、第6条の5項のところ「正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる」とされています。違反した場合に、指示・命令を受ける等の措置をされるということがよく言われますけれども、この条文に書いてあるということがございます。

ただ、違反すると、全てがこの指示や命令の適用を受けるわけではございません。この資料の3ページにお示ししている「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」、ちょっと長いのですが、こういったものがそれぞれの省庁の連名で出されております。これはホームページ上に公表しているところがございます。題名がちょっと長いので、

「指示・公表の指針」と略しております。この「指針」の中で、指示を行う前段としまして、指導を行う場合という要件を示しております。1つが、食品表示違反について常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであって、2つ目、事業者が直ちに表示の是正を行っており、3つ目、事業者が速やかに消費者へ情報提供しているといった場合には、指示・公表を行わずに指導にとどめるという運用を行っているところがございます。したがって、表示基準違反が直ちに法律上の指示・公表になるわけではないということをここで御説明させていただきたいと思っております。

また、現在、原料原産地表示を含む原産地表示の取り締まりですけれども、基本、事業者への立ち入り検査等によりまして帳簿書類などの確認を通じて産地が正しいかどうかを確認しているところがございます。その際、可能な場合は、DNAの分析ですとか同位体比分析といった科学的な手法も補完的に活用しているという状況でございます。

仮に原料原産地表示制度の拡大が行われた場合も、基本的にはこの現行と同じ取り締まりの手法で制度の実行性を担保することになるかと考えているところがございます。

あと、検討会のこれまでの論議の中でよく取り上げられているものですが、皆さん、直罰とよく言っておられますが、食品表示法第19条の罰則というものがございます。これを直罰規定と言っているのですけれども、2ページ目のところに抜粋を掲載しております。第19条の規定では、食品表示基準より表示を義務づけられる生鮮食品の原産地及び原料原産地表示が義務づけられている22食品及び4品目の原料原産地について表示違反があった場合に、先ほど御説明した指示ですとか、指示に従わなかった場合の命令といった措置を経ないで直接の罰則が適用される仕組みがございます。これを直罰規定と言っております。

この直罰ですけれども、基本的には、故意に偽装を行うといった特に悪質な事案を取り締まるために設けられた規定になっております。2ページ目の下のところに参考でお示しておりますけれども、『時の法令』という冊子がございまして、そこに書かれています。いわゆる不注意や過失で生じた表示の誤りには適用されないというふうに解釈しているところがございます。そして、この考え方に基きまして司法が適用を判断しているという状況でございます。

以上が資料1から3ですけれども、前回、委員から御発言のあった点について簡単に御説明させていただきました。

あと、前回の議論で食品ロスという話も出ていました。今回、資料は用意していないのですけれども、食品ロスを抑えるなど環境への配慮といった論点もあるとの意見がございました。御指摘のとおり、環境への配慮は非常に重要な論点と考えております。この点については、例えばできるだけ容器・包装の変更を要しない弾力的な表示要件を設定するか、制度の切りかえに当たり十分な経過期間を設けるといった観点から、新しい表示ルールの内容について御議論いただく中で、考慮されるべき点であると考えているところがございます。本検討会において実行可能な方策についてこれから御議論いただくわけです。

れども、その中で考慮していただければと考えております。

続きまして、資料4の説明に入ります。第2回の際の論点として、対象品目とか任意表示、表示の実行可能性というのもありました。前回「日本再興戦略2016」についても御紹介して、実行可能性も考慮しながら議論していくことで、本検討会の議論を深めていくという意味から、事務局から表示のイメージというものを用意させていただきました。

資料4ですが、これまで新たな表示方法ということで検討会の中で幾つか御紹介させていただいたところですが、2ページ目ですけれども、過去の検討会で新たな表示といいますか、簡単に言ってしまうと、可能性、大括り、加工地表示ということになるのですけれども、この検討会以前の過去の検討会でも、頻繁な原材料産地の切りかえへの対応、物理的スペースの制約、原料原産地情報のわからない輸入中間加工品への対応といった3つの大きな課題がありまして、これを解決する方策としまして、切りかえ産地を列挙する可能性表示ですとか、「外国産」「輸入」といった大括り表示、輸入中間加工品の加工地表示というものがこれまで検討されてきたところですが、今日は、具体的な表示のイメージをお示ししたいと考えているところでございます。

3ページをごらんいただけますでしょうか。今回、例示した食品例とか表示例ですけれども、まず、具体的に検討を進めるに当たりまして、なるべくイメージしやすいようにということで用意させていただきました。これはあくまでもイメージですので、原材料の構成とか順序とか原料原産地等について実際の食品と異なる場合があるかと思っておりますけれども、その辺、御理解願いたいと考えているところでございます。

まず最初に、食品の例としまして、こいくちしょうゆを例にとっております。しょうゆですと、主な原材料は大豆、小麦、食塩。このほかにも添加物が入るのですけれども、添加物は省略させていただいております。この場合、大豆の産地というところに注目して、左下のところに表をつけております。A社、B社、C社、D社と4社があったとして、各メーカーさんが取り扱う可能性のある大豆の産地がさまざまであったというふうな想定のもとで表示例を考えてみたいと思います。

3ページの右側は、現行のルールに沿って国別、いわゆる国を表示するという場合の表示例をお示ししております。ケース①は、A社はアメリカしか使ってございませんので、「大豆（アメリカ）」の1通りなのですけれども、ケース2のように、アメリカとカナダの2カ国を使うという場合にはどうなるかということです。2カ国なら2通りかということ、そういうことではなくて、カナダだけ使う、アメリカだけ使うという例もあります。そうしますと、ケース2では、全部書いていないですが、4通りの表示例が必要となる。これはヒアリング等で事業者さんがおっしゃっていたものと理解しております。

ケース④は、アメリカ、カナダ、ブラジル、さらに日本と国産も使っている場合になります。この場合は、日本も入れて4カ国なのですけれども、1カ国だけ使う、2カ国使う、3カ国使う、4カ国全部使うという方法を全部羅列すると、順列組み合わせの計算によると64通りほど必要になります。ただ、このときに、今のルールからすると、3カ国目から

は「その他」と省略できるという例もありますので、3カ国目からを「その他」と書いた場合には、アメリカとカナダの順列なので12通りということで、ちょっと例示は減りますけれども、それにしても、3カ国以上使うとかなりの表示を用意しなければならないという実態になってしまうということです。

4ページ目をごらんください。3ページ目を踏まえまして、可能性表示の例をお示ししております。原材料の大豆について産地の切りかえがある場合ですけれども、例えば過去の取り扱い実績などの根拠を付記して、使用する可能性のある産地を列挙して表示することを仮定した場合に、ケース②の場合ですと「アメリカ又はカナダ」と書く。こうすれば、重量順も解決されるし、1カ国ということも想定されますということで、1通りの書き方で済みます。同様に、ケース③では、3つの国を「又は」でつなぐという書き方があります。これも先ほど幾つ必要ですと言ったものが解決されるということになります。

この場合、列挙した産地の大豆が必ずしも全て原材料として使用されるわけではないので、1カ国のみの産地の大豆が使用されているということも、「又は」表示の中では含まれると理解していただければということでございます。

続いて、右側の「大括り表示の表示例」です。要は、複数の外国の間で産地の切りかえがある場合に、外国の産地を一括して表示することになるのですけれども、外国産の大豆だけ使っていれば、それを「輸入」という形で括弧でくくってしまう。「大豆（輸入）」といった表示例になる。これは、ケース②、ケース③、それぞれ「大豆（輸入）」という形で済むこととなります。

ケース④ですけれども、国産を使った場合には「輸入」と「国産」という2通りが出てきてしまいます。現在は重量順というルールがございますので、ここの「輸入、国産」と書いてあるものは輸入のほうが重いということでイメージさせていただいております。

大括り表示にすれば、国名を書かずにスペースの省略にもある程度つながることになります。

さらに、大括り表示と可能性表示を組み合わせたものが考えられます。4ページの右下のところに「輸入又は国産」という表示例を示しております。輸入原料と国産原料の配合割合が常に変化してしまうとか、重量順に表示困難、不可能な事情があるといったときにこういった表示も考えられるということでお示ししているところでございます。この場合、国産の割合が問題になるのかもしれませんが、今回、あくまで例示ということでお示ししているところでございます。

続きまして、5ページになります。中間加工品の加工地表示です。5ページ、6ページにかけて中間加工品の加工地表示を例示しております。加工地表示は、原料の生鮮食品の産地情報が伝わらない場合ということで、実行可能性を考えた場合に、中間加工品が製造された加工地を情報として伝える方法です。1つの解決策ということで過去にも検討されているものでございます。

5 ページの左上ですけれども、1 つ目、清涼飲料水の例をお示ししております。リンゴ果汁の場合、原料がリンゴで、リンゴの産地がドイツとハンガリーなので、基本的に現行ルールで言うと、この「リンゴ果汁（リンゴ（ドイツ、ハンガリー）」という書き方になるのですが、ここの「ドイツ、ハンガリー」という情報が輸入品で伝わらなかった場合にはなかなか難しいという御意見があります。そうすると、リンゴ果汁を加工した場所、「リンゴ果汁（ドイツ加工）」という書き方もあるのではないかという表示例でございます。

この場合、果汁が日本に入ってくる時点で伝達される情報ということになってくるのですけれども、通常ですと、加工された場所の情報のみで、リンゴの産地とか、こういった情報がメーカーのほうになかなか入ってこないことが想定されます。要は、国際ルールのには、現在、原料の産地情報まで伝えるといった義務はございませんので、この辺が、先ほど御説明したWTOの関係でも考慮する必要があるという事情がございます。

5 ページ目の下のところでございます。チョコレートビスケットというちょっと複雑な例を挙げさせていただいております。チョコレートを使ったビスケットということで、原材料は、チョコレート、小麦粉、砂糖、食用植物油が入っているとしたときに、このチョコレートの産地をどう書くのかということですが、チョコレートというのはカカオマス、砂糖、ココアバターといったものから成るということなのですけれども、このカカオマスの原料となるカカオ豆の産地までさかのぼると、その右側のように「チョコレート（カカオマス（カカオ豆（コートジボアール、ガーナ、インドネシア）」）」といった複雑な表示になってしまうということがございます。これを、ここまで情報が来ないということであれば「チョコレート（ベルギー加工）」という形で表示してはどうかという表示例になります。

表示例では「ドイツ加工」とか「ベルギー加工」ということで今回御紹介しているわけですけれども、この議論を進める中で、こういった書き方についても御検討いただければと考えているところでございます。

先ほどは外国で加工された場合ということで御紹介しておりますけれども、6 ページ目は、中間加工品を国内で加工した場合の表示をどうしたらいいのかということで例示させていただいております。

1 つ目が食パンの例でございます。小麦粉、砂糖、ショートニング、食塩、イーストを一般的な食パンの原材料としたとき、小麦粉に着目したときに、小麦粉ですので、原料は小麦です。産地ということでアメリカ、カナダ、オーストラリア、日本の4つを想定しました。国産は余りないのかもしれませんが、こういった4カ国の産地のときの表示は、当然、現行のルールですと国名を書くこととなりますので、「小麦粉（小麦）」で、さらに小麦の産地「アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本」を重量順で書いていただくという形になるかということです。一方、実際には、小麦粉が原料となっていますので、これの加工地表示として、小麦粉は国内で加工する場合はほとんど聞いております

ので、「小麦粉（国内加工）」という表示もあり得るという例示でございます。

一方、マヨネーズをお示ししております。マヨネーズですと、まず使っているのが植物油、さらに卵黄、酢。これらを合わせてマヨネーズをつくっているわけですが、このときの油が大豆油となたね油を合わせた場合のことを想定してここに例示として示させていただいております。大豆油ですので、原料は「大豆」。これも、小麦と同様、アメリカ、カナダ、さらにはブラジル、中国あたりからも輸入されて入ってきます。これを国内で絞って、植物油として製品化しまして、これをマヨネーズをつくる工場が買ってきて、これを使って加工食品のマヨネーズをつくるということです。これも全部表示させると、先ほどの小麦と同様に、大豆油の大豆の産地を書くという方法が考えられるということになります。

なかなかイメージしづらいと思うので、なぜこんな複雑になるのかということをもう少しわかりやすく説明するため、7ページ以降、参考として、先ほど御説明しました小麦粉の例をとって、何で産地を書くのが難しいのかということがイメージしやすいように事例を挙げております。

パンの原材料の小麦粉ですが、パン製造メーカーが製粉メーカーから購入します。この場合、例えばA社、B社、C社の3社から仕入れるとした場合、パン製造メーカーではその3社をさらにブレンドしてといますか、粉をまぜてつくることになります。そうしますと、最初の段階で、製粉A社、B社、C社の段階で産地はわかっているのですが、これをパンの製造メーカーへ持ってきたときにブレンド、混合してしまうので、産地がここで混ざってしまうことで、小麦の産地、一応これは入っているのではないかというのはわかるのでしょうか、重量順とか、そういったものが把握できなくなる例でございます。

もう一つが、8ページ目。こちらはかなり複雑な例になってしまいますけれども、炭酸飲料の原料として使用します果糖ぶどう糖液糖の例を示しています。このとき、左端のトウモロコシやバレイショなどのさまざまな作物からでんぷんが製造されます。それらを混合してつくられた果糖ぶどう糖液糖が炭酸飲料の原材料に使用されるという流れを示したものですけれども、この場合ですと、最初の作物産地から中間加工地を2回経るという形になっています。でんぷんを使ってさらに果糖ぶどう糖液糖をつくる。その果糖ぶどう糖液糖を炭酸飲料の原料として使うということで、最終的に原料作物まで3段階の工程をさかのぼる必要が出てきます。そうすると、この原料の産地が不明になってくるということになってしまいます。

さらに、液糖と言っていますが、こうした液糖は原料タンクにどんどん注ぎ足していくという手法をとりますので、原材料のでんぷんの重量順ですとか、でんぷんを合成する原料作物産地というものはわからなくなってしまうという、込み入った事情の例として1つお示ししております。

9ページ目。以上、御説明した可能性表示なり大括り表示等のメリットとデメリットと

なります。これは、過去の検討会でも同様のメリット・デメリットは報告されているところですが、それを改めて、今回の検討会も踏まえまして、消費者の立場、製造流通業者の立場、生産者の立場という3つに分けて、それぞれのメリット・デメリットをここに掲載させております。

例えば可能性表示の場合ですと、消費者の立場で見ますと、メリットとしては、使用される可能性のある国がわかる、もしくは国産または特定の国のものを買いたいという要望にある程度は沿うということになります。ただ、デメリットとして、使用していない国も表示されるため誤認等につながるおそれがあるのではということが言われております。

これも、製造流通業者の立場で見た場合には、重量割合や原産地が頻繁に変更される場合は対応可ですとか、こういったメリットもある。ただ、デメリットとしては、表示スペースの確保が困難というものもあるということです。

なお、生産者の側から見ると、国産という情報はある程度消費者に伝えられるというメリットがあるということがございます。

大括り表示、中間加工地表示、それぞれメリット・デメリットを書かせていただいておりますが、あとは、時間の関係上、ごらんになっていただければと思います。

10ページ目以降ですが、義務表示の対象となる原材料ということで、前回、重量順何位までとかがということで論点として挙げさせていただいたのですが、今回、重量順で見た場合、その配合割合をそれぞれ見たときに、今の加工食品というのはどうなっているのかを簡単にお示ししたものといたします。

資料の右側には、その商品の重量順で1位から3位までの原材料とその配合割合を示させていただきました。ただ、この中でレトルトカレーですけれども、原材料を見ると、野菜が2番目には来ているのですが、個々の野菜を見ますと、配合割合が5%未満となる場合が想定されるということで、この場合、ビーフビヨンが先に出てくるという例で書かせていただいております。

加工食品の場合ですと、こういった、使用される原材料の種類が多岐にわたって、使用される数も多いというものがたくさんあります。レトルトカレーでは、牛肉が重量順で1位ですけれども、配合割合にすると結局、牛肉は20%にしか達していない。

一方、ロースハムなどですと、豚肉、当然、ハムとかソーセージは配合割合80%ぐらいを占めると考えられます。さらに、そうめんのように、構成される原材料の大半を小麦が占めてしまうようなものは、当然、第1位に小麦粉が来るのですが、それ以外、例えば第2位の食塩が数%入るものもあるということで一例を示させていただきます。

このように、一口に加工食品と言いましても、原材料の割合は食品によってかなり違いがありますので、このような状況も踏まえて重量順等の表示対象とする原材料の範囲について、今後、御検討いただければと考えているところでございます。

資料4は以上でございます。

あと、資料5と資料6の説明に入らせていただきます。

資料5ですけれども、いわゆる冠表示に関する資料ということで御用意いたしました。冠表示につきましては、特定の原材料の名称を商品名または商品名の一部として使用する食品の表示を総称して指すと解しておりますけれども、明確な定義というものはございません。なお、商品名というものもあるのですけれども、商品名は事業者がみずからの判断で決定するものでして、これも食品表示法上の定義がないという状況でございます。

今般、この資料で示しましたように、実際にさまざまな商品名が付された商品が販売されているという状況でございます。その一方で、商品名に原材料の名称が付されたものが含まれている場合には、その原材料の原産地を表示すべきという御意見もこれまでいただいております。ただ、今回は一応、冠表示というものはこういうものではないかということで御説明させていただきます。

1 ページ目のところに、製品を特徴づける原材料が商品名に含まれるものの例としまして、イチゴジャム、イカシュウマイ、ニンニクぼん酢というものを例としてお示ししております。イチゴジャムなりイカシュウマイ、それぞれ例示として、イチゴ、イカが重量順第1位になるものもあります。

一方で、これは、この検討会の中で全農の表示例ということで御紹介させていただいたのですけれども、ニンニクぼん酢については、順番で言うと、重量順第10位ぐらいのところにはニンニクが来て、これに産地をすることになっているというものでございます。

2 ページ目でございます。添加物等によって風味づけされまして、冠といいますか、その名称を必ずしも原材料として使用していないものがありますという例でございます。例示としまして、メロンシャーベット、ブルーベリーガムというものを挙げております。右側の原材料表示のところを見ると、メロンとかブルーベリーというものは使用されていないという状況になっております。

さらに、2 ページ目の下のところですが、商品名自体が一般的名称となっていて、一応、冠と言うのかということと言われるかもしれませんが、たい焼きですとかメロンパン。その形状が名称なのですけれども、当然、その原材料のところには、鯛とかメロンとかは使っていない例ということでお示ししております。

以上が原材料に着目したという例でお示ししております。

さらに3 ページ目、どこまでが商品名かというのがわかりづらいものの例として、押し寿司、サンドイッチ、黒酢飲料をお示ししております。

押し寿司の場合ですと、そこに「マス」という表示がありますけれども、「海鮮」の表示もあります。よく見ると、そのマス以外の海鮮もいろいろ載っていますので、マグロ以下、サーモン、こういったものも表示が必要になるのかというものです。

サンドイッチの場合ですと、レタス、ハムというのは表示に単純に記載されていて、こういったものも全て対象となるのかというものです。

もう一つが、黒酢飲料。リンゴ、蜂蜜、黒酢。これは「黒酢」と書いてありますけれど

も、黒酢飲料ということでお示ししております。こういったものも全て対象となるのかということになってきます。

以上、幾つか例をお示ししましたがけれども、義務表示としてルールを定めるということであれば、その表示対象範囲を明確に示す必要がありますので、御説明したとおり、主要な原材料を特定することが難しい事例もたくさんあって、定義づけがなかなか難しいのではないかと事務局では考えているところでございます。

済みません。大分時間がたっておりますけれども、最後に、資料6「表示媒体について」を御説明いたします。

現行、原料原産地表示はどのように表示されているのかということを経つかの例でお示しします。1ページ目から3ページ目が容器包装に表示している例になります。4ページ目がQRコードによる表示例ということで紹介させていただいております。

1ページ目ですが、緑茶飲料とウズラ卵水煮の表示をお示ししております。2つとも、現行、原料原産地表示の義務対象となっている食品でございます。緑茶の場合ですと、一括表示の原材料名のところに「緑茶（日本）」と表示してございます。一方、ウズラ卵水煮のほうですけれども、一括表示欄の中に、原料原産地名、事項名と言っていますが、こういった項目を立ててそこに「国産」というような書き方もございます。

2ページ目です。果実飲料と豆腐。これは、今、義務対象の商品とはなっていません。ただ、原料原産地を書くときには食品表示基準に則して、任意で表示する場合でも義務表示の表示方法に準じて記載するという規定がございます。リンゴジュースですけれども、「りんご（青森県産）」ということで、原材料名のところに括弧して書いていただいている。豆腐の例で言うと、「有機大豆（中国、アメリカ産）」という表示になっています。ちなみに豆腐の場合ですと、業界が原料原産地表示を自主的に表示するようガイドラインを策定しているところでございます。

3ページ目、4ページ目ですけれども、野菜果実飲料の表示例をお示ししております。これはどちらも第3回の検討会で、伊藤園の田熊委員からの提出いただいた資料をもとに作成したものでございます。

3ページ目の野菜果実飲料の表示例は、一括表示欄に原料原産地名に「枠外」というふうに書いていますのですけれども、容器に全ての産地を書いているという表示例です。ただ、この容器は1リットル入りのちょっと大き目の容器ということで、かなり表示スペースがある場合と想定しています。

4ページ目ですけれども、同じ商品で容器が小さくなってしまった場合には、スペースがないので、その場合には容器包装にQRコードを記載して、自社のホームページで詳細な原産地表示が得られるような仕組みをとっているということの紹介でございます。

表示媒体について、消費者が商品を購入する場合、どこに表示が行われていれば情報として伝えることが可能であるかというようなことも御検討いただければと考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で私からの説明を終わります。

○森光座長 どうもありがとうございました。

それでは、この資料1から資料6に関しまして、事務局からの説明の内容につきまして議論いただきたいと思います。いろいろな意見があると思いますので、ただいまから60分から70分程度とりたいと思っております。

それでは、御発言のほう、よろしく願いいたします。

では、先に手が挙がりました岩岡委員からお願いいたします。

○岩岡委員 前回、資料1ということで「加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点」というのが出されて、前回の議論で、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とすることを前提に、実行可能な方策について検討していくという流れになっていると受けとめておりますけれども、この流れ自体は、消費者にとって、商品の中身が正しく表示されることが拡大していく方向なので、消費者も求めていることと考えています。そこで幾つかの質問です。

1つ目は、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とすることについての「全ての加工食品」とは何ですかということです。口に入るものとしては、いわゆる健康食品も含む一般食品、それから機能性表示食品、栄養機能食品、特定保健用食品、それと医薬部外品も含む医薬品があると思いますけれども、食品ということは、医薬品以外の全てということなんでしょうか。そうなると、いわゆる健康食品の青汁だとかサプリなども入ることになるのでしょうかというのが1つ目の質問です。

2つ目は、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするということは、22食品群プラス4品目も全て含まれるので、この22食品群プラス4品目のくくりはなくなるということなんでしょうか。また、これまで2つの要件、原産地に由来する原材料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく影響されると一般に認識されるものと、重量割合50%以上もなくなるということなんでしょうか。

それにあわせて、牛のたたきは義務であり、ローストビーフは任意というわかりづらい事例がありましたけれども、これも自動的に解消されるということなんでしょうか。

それから、大きな2つ目としては、「義務表示の対象とする」の「義務」とは、正確さを担保できるトレーサビリティなどの仕組み、事後検証ができる仕組み、罰則の3つが伴うと認識しています。正確さの担保と事後検証について現状がどうなっているかを、今日、資料3で一定説明いただいたかと思いますが、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするということになっていくと、体制ですとかの強化等が必要で、現状のままの体制等で十分かどうかというのは疑問を感じるところです。

あわせて、前回の資料1の論点整理ところに「現行ルールと同様、表示可能面積がおおむね30cm²以下の加工食品及び包装せずに販売する加工食品は対象外とするか」というのがありましたけれども、消費者にとっては、ホームページや口頭説明との関係で同様に担保されることが当然と考えてよろしいのでしょうか。全ての加工食品と言いながら、包装せ

ずに販売する加工食品は対象外とすることはいかなるものかと思えます。包装して販売しているコロッケは義務表示の対象で、隣で売っている揚げたての惣菜のコロッケは対象でないということなのではないでしょうか。それから、インスタ加工だから店員がいて答えられるという説明がされていますけれども、それでは、店員が答えられる状況をきちんと担保するという方向での努力が必要かと思っております。

それから、同様に、スペースの問題。30平方センチメートル以下の食品を対象外とするということについては、これは表示するスペースの問題であって、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするということの関係からすると、ホームページへの誘導をすることなど別の方法での義務表示が考えられるのではないのでしょうか。その場合は、わかりやすい統一したルールなりが必要ではないかと考えております。

以上、主に質問をさせていただきました。

○森光座長 ありがとうございます。

これまでも多分、この委員会等に出てきております「全て」という言葉が前回出ましたので、事務局のほうから改めてもう一度御説明いただこうと思っておりますので、よろしく願います。案件としては、「全て」とは何か。あとは、2要件を含むこれまでの制度は存続するのか。委員から、あえて御質問いただいて大変ありがたいと思っております。インスタや外食に関すること。トレーサビリティや罰則に関すること。そして、無包装の場合の表示に関すること。表示面積のこと。ホームページ等に関すること。繰り返す意味でもう一度よろしく願います。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、ただいま岩岡委員から幾つかありました御質問について、事務局でお答えできる点を御回答させていただきます。

まず、全ての加工食品の対象は何かということで、健康食品、機能性食品、栄養機能食品等々についてのお話がありました。原料原産地表示制度は食品表示法という法律に基づいております。食品表示法の2条に食品の定義がございます。ここは、全ての飲食物から医薬品、医薬部外品等を除くということで、基本、経口摂取、口を経て体内に取り込む飲食物から医薬品、医薬部外品を除くというのが法律上の定義となっております。

したがって、先ほど岩岡委員から、一般の健康食品、機能性表示食品、栄養機能食品、特保について言及がございましたが、これらはいずれも薬ではありません。食品になり得る。その意味で加工食品の対象だと理解しております。

ただ、ちょっと細かい話ですが、機能性表示食品というのは生鮮も対象にしております。そういったものは除かれるということかと思っております。

あと、医薬品、医薬部外品は、この法律の2条の定義に基づいて対象外だと理解しております。

あと、22食品群と4品目の扱いについての御質問もございました。これにつきましては、前回の資料1の「加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点」の中に、【義務表示の方法】というくくりになりますが、「22食品群と4品目の現行ルールについては、

取扱いをどうするか」という一文がございます。したがいまして、この22食品群と4品目の扱いについては、委員の皆様からいろいろ御意見をいただければと思っております。その中で、先ほど岩岡委員が触れられましたいわゆる2要件の扱いは、当然、議論の対象になり得ると理解をしております。

あと、義務表示制度の見直しに関連して、事後の検証、それから罰則を含めた実行担保が大事だというお話がございました。これにつきまして、先ほどの事務局からの説明とやや重複するかもしれませんが、今でも22食品群と4品目につきましては義務表示となつていまして、それを実行担保、取り締まりをすることになっています。基本、この22食品群と4品目を含めた原産地表示につきましては、帳簿なり取引関係の書類の確認、トレースみたいな形で真正性を担保するというを基本にしつつ、あとは、これも先ほどの御説明でもありましたDNA分析なり同位体比分析みたいなものを補完的に組み合わせて実行を担保するという運用をしております。

したがいまして、原料原産地表示という制度自体は今でもありますが、その間口が広がるということであれば、今やっております取り締まりといいますか、監視の手法を基本的には生かしつつ、実行確保を図っていくというのが基本的な方向性ではないかと考えてございます。

あと、ちょっと順不同で申しわけありません。インスタ加工とか外食についての扱いは先ほどちょっとお話がございました。これは、たしか前回第6回に金井委員からもちょっと御発言があったかと思っております。そのときも申し上げたかもしれませんが、今、この検討会におきましては、一般に販売される容器包装に対する加工食品の原料原産地表示のあり方についてまずは御議論をいただき、インスタ加工なり外食につきましては、その後の課題と申し上げさせていただきました。先ほど岩岡委員からは、インスタ加工なりは、対面で販売しているけれども、あらかじめ店員に全て確認できるのかという趣旨のお話もありました。加工食品といっても、いわゆる業務用、一般用で売られているものを買ってきてお店で調理するみたいな形態もあろうかと思っております。その際に、加工食品ということで原料原産地がわからないものもあれば、当然、それを使って料理をする場合もわからないということになろうかと思っております。その意味でも、今回このような形で一般に容器包装して売られるようなものについて、仮に原料原産地表示の間口が広がるとなれば、その後の課題の検討にとって非常に有効ではないかと思っております。

また、30平方センチ以下の扱い、あと、包装せずに販売する加工食品についてどうかという御発言。インターネットによる情報提供、表示スペースの問題でそういうものも適当ではないかという御意見をいただきました。これにつきましても、前回の資料1の「加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点」の中の【表示の対象となる加工食品】のところ「30平方センチ以下の加工食品及び包装せずに販売する加工食品は対象外とするか」という一文がございます。あわせて【表示媒体】のところ「義務表示は食品の容器包装への表示を基本とするか。インターネットによる情報提供の取扱いをどうするか」という一文が

ございますので、まずは委員の皆様で自由な御議論をいただければと考えております。

とりあえず、消費者庁からは以上でございます。

○森光座長 岩岡委員、どうもありがとうございました。もう一度見直す意味で御整理ありがとうございます。

○島崎消費者行政・食育課室長 補足しましょうか。

○森光座長 農水省からお願いいたします。

○島崎消費者行政・食育課室長 今、監視のことについて少し御質問がありましたので、私から少し補足をしておきます。

現在、監視活動というのは、消費者庁、農林水産省ともに行っております。農林水産省として、実行部隊としてかなりの人間がその監視活動を行っているところでございます。そのほかに都道府県もこの監視活動に携わっているという状況でございます。

農林水産省といたしましては、現在の食品表示、いわゆる原料原産地の義務づけに合ったものだけではなくて、いろいろな加工食品も含めた監視活動を行っています。年間、ざくっと3万件ほどの件数を監視しています。その中には、今ある22食品群の原料原産地以外にも、例えば加工食品の原材料についても調査を行っています。いわゆる現在の食品というのは、原材料も多いもの順だとかいろいろなルールがございます。そういうものは基本的に科学的なものだけでは確認ができません。したがって、それらは結局は書類調査をやらざるを得ないという状況になっています。

先ほどホームページに載っている指針というものの説明を消費者庁からしてもらいましたけれども、指針の中には、一発アウトではなくて指導というのがあるということになっています。原料原産地表示も含めました年間の指導件数は約300件というふうに御理解いただければいいと思います。

このように、現在もいろいろな加工食品、全ての加工食品を対象にいろいろな角度から監視活動を行っているということを御報告させていただきます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございました。

では、次、手が挙がっていましたが武石委員、お願いいたします。

○武石委員 まず、今回提出していただいた資料1から3のような点について改めて整理していただいたことについて感謝申し上げたいと思います。その上で、恐縮ですが、前回に引き続き3点ほどお話をさせていただきたいと思います。

1点目は、改めて前回の議事録をよく点検してみたのですが、全加工食品に原料原産地表示を拡大する目的、あるいは、先ほど岩岡さんのときにちょっと出ましたが、その場合の現行2要件のルールとの違いといった基本的な事項について何も整理されていないのか。閣議決定の重要性は理解いたしますけれども、どうして全ての加工食品に拡大するのかといったところをきちんと整理する必要があると思っております。

その際には、現行制度では加工食品の品目拡大が進まないからといった理由だけではな

くて、検討会として、全品目に拡大する理由、あるいは要件・ルール、さらには先ほど岩岡さんの話にあったような現行制度との兼ね合いをどう評価するのか。これはこれから議論するというところでよろしいのかと思いますが、そういったものをきちんと整理する必要があるのではないかなと改めて感じているところでございます。

2つ目は、この全品目ということにも関連するのですが、今まで余りきちんと議論されていないと感じているのは、消費者ニーズの把握でございます。第3回目に消費者アンケート結果が示され、第4回目では消費者団体からのヒアリングもございました。過去の平成24年の食品表示一元化検討会報告書なども改めて見ますと、新たな義務づけ、表示を行う場合は、消費者にとってどのような情報が本当に必要かをよく検証することが必要とされております。この点についても、もう一度この検討会としての考え方の整理を求めたいと思います。事業者団体としては、原料原産地表示についての消費者ニーズの真のニーズというのは、やはり特定の国・地域のを避けたいといったところに基本があるのではないかなということを考えているところでございます。

3点目は、前回も質問させていただきましたけれども、「日本再興戦略」では、原料原産地表示の全加工食品への拡大の目的として、農林漁業者がブランド力を生かして競合産地と適正に競争できるようにするということが明記されております。全品目への導入とあわせて、新たに示されたブランド化という生産振興につながる新たな視点・目的について、前回座長のほうでも2度ほど取り上げられていらっしゃいましたが、そうした視点は今回の検討の中でどう整理すべきなのか。

以上3点について、ぜひ一度検討会としても議論し、整理を求めたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

十分議論していく中で、もう一度「全ての加工食品」に関してというところですが、前回、座長として少し意見を言わせてもらったことをもう一度確認いたしますと、今回の拡大は、個別の案件でまさに22食品をこれからふやしていくという話ではない。このチャンスといいますか、この機会に皆さんで「全ての加工食品」を対象とした場合の実行可能性を考えましょう。まさに長官が冒頭に話されたように、自主的かつ合理的な原材料原産地に関する情報を得たい。その順番を間違えないで考えていくと、消費者としては、そういった情報が現在はほとんどない。そういったときに欲しい情報の中には、もしかすると、その加工地の情報、さらには国産を使いたいとか、そういったことに関する情報がないところから一歩踏み出そうという考えであります。その中で、新しいルールをつくりましょうというわけですから、私としては、その主語であります「全ての加工食品」についてというところを前回皆さんに合意を得たと言いたいところではありますが、全ての合意がないにしても、そこはぜひ考えさせていただきたいというお話ししました。

今、これからの検討課題としては、この回を含めまして、述語に当たる部分、すなわち全ての加工食品について原材料原産地を義務表示の対象とするについて云々というところをいかに実行可能性があるかをこの検討会の中で検討していきたいという流れで進めてい

るつもりであります。その中で、ブランド化の話。私の研究なり仕事の本来が加工食品や原産地に関するところのまさに原料に関する研究をやっているものですから、国産を頑張っ
てほしいという思いが強過ぎて、その辺はおわび申し上げなければいけません、基本的には、表示の拡大に向けての検討会であります。そういう意味でいけば、全ての加工食品を対象にしたこともそもそもこの中では検討会の目的の範囲内で検討を進めていたわけ
であります。そういう意味でいきますと、もう既に前回お話しいたしましたような閣議決定というものは政府としての方針でありますし、本検討会としてもその案件とされた内容を十分尊重して議論を深めていきたいと考えています。

そのために、これからは全ての加工食品への導入に向けた実行可能な方策は何かという
観点で検討を進めたいと思っています。これを繰り返させていただきましたが、その御意見
の中のまさに述語部分を、今、話をしているとお考えください。

もう一個ありました消費者ニーズに関してですが、今あった意見で、余りマッチングし
ていないのではないかと。これに関しては、ぜひ消費者サイドから御意見をいただきたい
と思うのですが、齊藤委員、よろしく願いいたします。

○齊藤委員 済みません。お先に失礼いたします。

まず、表示方法については、これまでも申し上げてまいりましたが、消費者がベストと
考えているのはやはり国別表示なのだろうと思います。一方で、これまで繰り返しいろい
ろな御意見もあり、その実行可能性を考えますと、さまざまな事情があつて、なかなかそ
こに行き得ないということもよく理解をしたつもりであります。その上で、現行の国別表
示、今、22品目プラス4というものがあるわけですが、これは先ほど質問があつたよう
ですが、むしろ意見としては、これをそのままにした上で、今後全品目進めていく上で難
しい場合においては、消費者と事業者が歩み寄りながら、この国別表示ではなくても、セ
カンドベスト、サードベストでの対応を講じていく。そして、情報提供のあり方を広げると
いうのがこの検討会の使命ではないかと思っております。

今、その視点で一步前進させるといたしますと、今日も資料で説明がございましたが、
可能性表示というもの、それから大括り表示を認めるということをまず前提とし、さらに
中間加工品の加工表示も加えて、全品目にいずれかの表示ができるような方向で取りま
とめの検討が進められるということを御期待申し上げたいと思います。

なお、重量割合の条件ではありますが、現行の50%ルールで全品目を対象とした場合には、
恐らく対象除外となる品目が多くなるのではないかとということが予測されます。これは、
今回考える、これを広げるといふことからすると相反することでありますので、今後新た
に対象とする品目については、50%ルールではなくて重量の上位とするようにしてはどうか。
その際には、消費者としては、重量のトップだけではなくて2位、3位と申し上げたい
ところでありますけれども、実行可能性の観点からすると、上位何位までにするかとい
うのは今後の皆様との検討課題ではないかと私は思います。

誤解のないように申し上げますと、50%ルールを廃止することではなくて、50%ル

ールの適用が、今、対象となっているものはそのまま据え置く。しかし、それによらなければ対象外とするということではなくて、その場合には、何%であっても上位のものから並べるといことが全品目を対象とすべきときの一つの基本的な考え方にすべきではないかなという意見を申し上げたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。消費者の立場から意見を述べたいと思います。

事務局からはたくさんの資料を御説明いただきましてありがとうございました。一遍にたくさんの資料で、どこから発言していいものかと迷うぐらいで、実は、意見交換も切り分けて進めていただけたらよかったなと思っているところです。これを先に発言しておくべきだったかなと反省しております。

今、齊藤委員から御意見が出ましたが、私は違う視点から少し述べたいと思います。

現行の22食品群と4品目がありますね。そこプラス、座長が先ほど「新しいルール」という表現でお話をされましたけれども、今までのものと新しいルールというのは、私は、決してダブルスタンダードになってはいけないと思っています。

どういうことかということ、現行ルールというのは国別表示というのが基本ですね。ですので、原則としてこの国別表示を行うという方向を考えていただきたいというのがまず第1点です。

その上で、今回、実行可能な方策として示されております3つの方法の中で、大括り表示については、私は、国産を選びたいという強い要望が消費者にあるというのはこれまでのデータでも認識をしておりますので、そういう要望にはある程度応えることができると思っています。ただ、そのほかの可能性表示、それから中間加工品の加工地表示については、食品の中身を正しい情報として伝えるものにはなっていないと思っています。つまり、消費者が本当に選ぶことができるのだろうかと危惧します。加えて、消費者の誤認を招く可能性も大きいと思っています。消費者にとってはデメリットのほうが大き過ぎる表示方法だと思います。食品表示法の目的である自主的かつ合理的な選択が得られないだけでなく、食品表示において最も注意すべき優良誤認につながる可能性も高いと思います。可能性表示や中間加工品の加工地表示については、幾ら事業者の実行可能性が高いというメリットがあったとしても、私は、消費者を誤認させる可能性が大きいのであれば、そのような表示を利用してまで無理な拡大をすることはやはり無理と言わざるを得ないのかなと思います。

ただ、ここで終わりではないです。でも、打開策はあると考えています。それは多分、誰もが満足のいく内容ではないと思います。私は、事業者も一定程度の負担をし、そして、消費者の得られる情報は100%満足ではない。ほどほど。ほどほどという程度はありますけれども、何とかこれからの議論につながるようにと提案をしたいと思います。

私は、現行の義務対象品目の選定要件1、2を堅持すべきだということをこれまで何回

も述べてきました。ただ、今回はこの主張をしません。原則として全ての加工商品を対象とした原料原産地表示の義務化というところに歩み寄りしたいと思います。その上で、原料原産地表示は全ての加工食品を対象とするけれども、原材料の第1位が生鮮品の場合に表示するという案を提案したいと思います。

消費者の知る権利を尊重するために、消費者のデメリットを少しでも軽減していくことが大事だと思います。事業者の実行可能性にばかり引っ張られないで、消費者のデメリットというところにもぜひ目を配っていただきたいと思います。お互いが歩み寄る打開案としてぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○森光座長 御意見ありがとうございます。

市川委員からも新たな意見として、全てであるというところに強調があると思います。その中に妥協案としてといますか、実行可能性も考えてくださっているという意味で、生鮮が第1位の場合。どんな少量であっても生鮮が第1位に来たものに関しては全て表示を義務づけるといった新しい案であります。

このほか、消費者から、消費者のニーズ、または、今の御意見として2名の方から。

済みません。先に夏目委員から御意見をお願いいたします。

○夏目委員 それでは、消費者側として意見を申し上げたいと思います。

消費者が自主的かつ合理的に食品を選択する機会を確保できるようにという目的のところでは、事業者団体の方もそこは御了解をいただいているのではないかと思います。したがって、この表示につきましては、まずは全品目を対象にすべきと考えます。

今、市川委員からも御発言がありましたように、これまでの長い間の議論を見ましても、消費者、事業者、双方が100%満足する方法は極めて難しい。今日は7回目でございますけれども、本当にそのとおりだと思います。ですけれども、今までの22プラス4でこの6年間何も進展しておりませんが、それですと、約20%しか表示がされていないという現実もあるわけです。消費者は、容器包装の食品の表示を見て、知りたいという思いがますます強くなっていると思っております。

そういう段階の中で、双方が100%満足しないにしても、さらに22プラス4から進める方法はないだろうかというときに、一つ一つさらにふやしていくという方法よりも、むしろ全品目に拡大して、その中で実行できるような方策を考えていただくほうがよいというようなのが現在の状況ではなかったかと思えます。そのために、これまで検討されてきた中の可能性表示なり大括り表示、中間加工品の加工地表示、さまざまなメリット・デメリットがあります。メリットは結構ですけれども、デメリットのところを組み合わせなり、今、市川委員が新しい提案をしてくださいましたが、新しい方法を皆さんで考えながら、何とか進める方法をこの残り数回のところで合意できたら、消費者としては非常にありがたいと思うところがございます。

総論としては以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

岩岡委員にはちょっと待っていただいて、消費者のほうからの意見を複数名お聞きしたいと思いますので、先にもう一人、永田委員、お願いいたします。

○永田委員 私は、一応、全品目に表示するという事だったので、それはいいなと思いました。

それから、現行の22食品群と4品目の制度ですけれども、これについてはいろいろな経緯があって、消費者からも非常に強く望まれてできた制度だと思っております。国別に表示するという事で実行されている表示ですので、これはぜひこのまま生かしていただければなと思っております。消費者ニーズの非常に高いところでできた表示だと思っております。

それから、今回の表示に関しては、原則、国別表示というのを希望します。お話もいろいろ伺ってきたのですが、その中で無理なものもあるということ。それであれば、大括り表示という話が出てくる。可能性表示も含めて出てくると思うのですが、そうした場合は、消費者としては、できる限り、原産国の情報をネット等で補完するような状態にいただければと思っております。それについては、義務表示ということでは、中小企業は無理かもしれないので、私どもの会では推奨でもいいかもしれないという意見が出ております。

○森光座長 ありがとうございます。

そう考えますと、消費者から出ている意見としては、齊藤委員や永田委員からありますように、原則、国別表示であり、それをまた拡大していくということ。そういう意味でいきますと、夏目委員また市川委員の意見からしても、それは大変よいという流れ。問題は、その表示方法に関して。今回、資料4はあくまでもイメージですので、私は、新しい意見が出ることには決してやぶさかではありませんが、手が挙がりました岩岡委員から御意見をよろしくお願いいたします。

○岩岡委員 2つ申し上げます。

消費者のニーズがどうなっているのかということがありましたので、少しその点についてと、あと、大括り表示、可能性表示、それから中間加工品の加工地表示についての意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、消費者の声としては、2つの生協から実態がどうなっているのかという情報を少しいただきました。1つは、全国の連合会である日本生協連の組合員サービスセンターというところへの申し出が年間で5万6,623件ありまして、そのうち、原料原産地についてのお申し出は3,077件ということで約5%の件数でした。

それから、店舗も展開している割と大きな生協の事例では、これは店舗での受け付けも含めておりますので、内容がかなり多岐にわたっておりまして、その中で商品に関するお申し出は年間7万3,230件で、そのうち原料原産地については741件ということで約1%という数字になっています。

お申し出の内容、対象商品を少し見てみますと、2つ特徴といたしますか。1つは、ミックスナッツだとか、雑穀だとか、麦茶だとか、赤飯などの形が残っているものについてのお申し出といたしますか、お問い合わせ。2つ目が、いりごま、小麦粉、果汁飲料、豆乳、ジャム、おそば、しょうゆの大豆などの形を想像させるようなものが多く出ているということに分析するとなります。

そうすると、これから読み取れることとして、私は、さらに消費者は22食品群プラス4品目を大幅にふやしていただきたいということが読み取れるのではないかと感じております。それが大きな1点目です。

それから、大括り表示、可能性表示、加工地表示の3案については、いずれも食品の中身を正しい情報として伝えるものになっていないと考えておりまして、消費者は選ぶことができない、消費者の誤認を招くという大きなデメリットがあるのではないかと思います。これでは、食品表示法の目的である自主的かつ合理的な選択が得られない。それどころか、食品表示において最も注意すべき著しい優良誤認につながるおそれもあると思います。

なお、その中間加工品の加工地表示については、今日の資料4の事例でもありましたけれども、アメリカ、ブラジル、南アフリカが原料原産地なのに、中間加工地として「日本」と表示されるということは、消費者に誤認を与えることにつながると感じておりまして、到底認められる中身ではないと思います。さらに、原料原産地についてどのように表示していくのかという議論の中で、中間加工地を表示するということについてはちょっと別の話ではないかとも感じております。

そういうことなので、全ての加工食品に拡大していくという方向性については、冒頭申し上げましたように、消費者の求めるところではあるのですけれども、そのための実行可能な方策として3案出させていただいていることについては、いずれも賛成をしかねるということでございます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

消費者の中でも、国別が原則であるという考えと、皆さんが危惧されているのは、誤認が生じるのではないかと、またはそういった類いのことの懸念が表示方法によってはあるのではないかと。池戸委員から、これまでのものを含めまして、国別であることとか、そういった面に関しての御意見、またはこれまでの検討会の情報等がもしございましたら、よろしくお願いたします。

○池戸委員 ありがとうございます。

前回、資料をお願いしたものに对应していただきまして、まず感謝申し上げます。

目的のところの御説明がございましたけれども、一元化検討会のところでも、確かに先ほど竹内委員がおっしゃられたように、まずは安全性の情報を伝えるというのが最優先ということで、自主的かつ合理的な選択というのがプラスになっている。そこはもう法律の第1条で明確になっております。

だからといって、まずは、今回の検討内容を後回しにするという議論ではないのかなと思っております。今までの議論の中で、そこは原料原産地に対する消費者のニーズというのでしょうか、そういうものもいろいろと議論された結果、閣議決定されたかと思えます。私はむしろ、この制度というのは、消費者の方に目的や意義を正しく理解していただいて、積極的に活用していただくという方向に向かって初めて生きてくるだろう。だから、ここで議論されている背景が今までと違ったこともあるかと思えます。生産地の事情とかも含めて。どういうルールになるにしろ、そういう背景なりルールの中身とか正しく理解できるような消費者に対する普及・啓発をセットでやって、初めて生きた制度になるのではないかと思っております。

先ほどの文字の大きさと情報量のどちらを優先に安全性があるのかというのは、大きな課題として一元化のところでも宿題で残っておりますので、これはこれで別途議論をすべきではないかと思っております。現に、もう既に22品目プラス4という流れの中で来ているわけです。それで、先ほど具体的な話がもう既に出ているわけですがけれども、今日お示ししていただいた資料は、例えばしょうゆのところの大豆の例なども出ていましたが、恐らく、後のほうの資料にも出ていますように、原材料が非常に多岐にわたるものも当然あるわけです。ここで最初に頭に置いておかなければいけないのが、全ての加工食品を対象にするというのはいいのですけれども、全ての原材料について原産地表示を義務づけるかどうか。そこはある程度、私自身も非現実的なことだなと思っております。

先ほどから1位とか2位とかというところにしたらどうかという話がありましたけれども、これもある程度根拠が必要かと思えます。何位までするか。1位にするというところは、誰が見ても一番多く使っているからという理屈はあるのですけれども、韓国の例で言うと、少しずつ2位から3位ですか、年々ふやしていくというやり方でやっているようです。いずれにしても、その辺の根拠づけをやるということ。それから、要するに条件づけが必要かと思えます。

もう一つは、重量とかということと別の視点、要するに特徴的な原材料みたいなもの。韓国の例で言うと、キムチの粉トウガラシみたいなものがそれに当たるかと思えます。前からおにぎりの例が出ているかと思うのですけれども、ああいうものも、アンケート調査によると、消費者の関心も高いということ。あと、サーマルシールですか、それだと何とか対応が可能だみたいなどころもあるので、そういったものは前向きに考えてもいいのかなと思っております。

それから、国別のお話ですけれども、これも消費者の方は国別のところを望んでいるというアンケート結果にはなっています。ただし、どういう根拠でというところはいろいろあるかと思うのですけれども、いずれにしても国別を望んでいることは間違いのないことです。ただし、それができない場合、要するに実行可能性から、その案として、これから議論になるかと思うのですけれども、先ほどからの3つのいろいろな手法があるのではないかと思っております。

ただし、先ほど市川委員が御心配になったというのもごもっともなことで、例えば、ほんの少ししか国産を使っていないのに可能性表示で「輸入又は国産」と書いてしまうと、これは非常に誤認を残すということだと思います。そこも、こういう書き方のときはこういうルールに基づくものですよということもセットで、事業者も含めて消費者も正しく理解する。そのようなやり方ができるかどうかということかと思っています。

せっかく、今までの宿題のものも含めて前向きでできるかどうかという話になったときに、実行可能性のある事業者の事情によって違ってくると思います。これは私、いつも宿題でお願いして恐縮なのですが、もっと具体的な検討に当たっては、追加した情報というのでしょうか、特に具体化に当たって考慮したほうがいいような点について、事務局のほうでさらにそういうのをつけ加えた形の中で資料を用意していただければ、議論が進むのではないかと思っています。

あと、表示化要望とか、ほかの媒体化というのも一元化で議論はされまして、大きく2つに、ちょうど50%・50%で分かれたのです。要するに、基本的にはできるだけ表示でやりましょうというのが50%。重要なところは表示でやって、そのほかのところはほかの媒体。ほかの媒体はウェブ以外にポップとか、薬のように箱に書いて中に細かい説明書を書くとか、問い合わせの電話番号を書くとか、そういう意味で一長一短があったということになっています。

ウェブというのは、今、見る方が非常に多いのですけれども、携帯電話やパソコンのウェブをごらんになれない層の方ももちろんおられます。あと、事業者としても、こういったものの対応が非常に困難だということもあるかと思っていますので、ウェブでかなり詳しく情報を流すというのは、消費者、お客さんに対するサービスという観点では非常に重要なのですけれども、今の時点では任意でやるのが妥当かなと思っています。ただし、各社いろいろなやり方をやっていますので、国として、指針とかマニュアルとか参考的なものを用意してあげるのがいいのかなと思っています。

今、ちょっと思いついたことを述べさせていただきました。

○森光座長 ありがとうございます。

富松委員、どうぞ。

○富松委員 食品事業者としては、前から申し上げていますように、お問い合わせを中心に、お客様からいただいた要望、こうしてほしいということとはできるだけ応えようという努力をしてきております。

先ほど岩岡委員がおっしゃられたことはよくわかります。問い合わせは、形あるもの、それから形が想像できるものに集中しているという中で、加工度が高い加工食品を原料として使用したものに広げる必要があるのかと思います。

しかし一方で、可能性表示も大括り表示も本来求めているものではないという中で全ての加工食品への展開というのであれば、今の22食品群プラス4品目の原料原産地表示を全ての加工食品に広げることを求める、ということに近いイメージになってしまいます。

これまでこの検討会の中や、その前の一元化検討会等の中でも、現行制度の原料原産地表示制度を全ての加工食品に展開するのは難しいということは結論として出ていたと思います。したがって、難しいからそのための工夫をしているというのが今の状況と思います。

その中で大事だなと思うのは、対象となる原材料を、加工度が高い加工食品も含む全ての原材料に広げるというわけではなく、やはりお客様が求めるものに広げていくことではないでしょうか。例えば「(参考2)」の例にありますように、果糖ぶどう糖液糖も原料原産地表示が本当に要るのだろうかと思います。

これまでの6回の議論を受けて、お客様は本当に何を求めているのかを一回きちんと整理していただければ、このような果糖ぶどう糖液糖の原産地表示、しかも、国内の加工地表示をお客様が求めているかどうかははっきりします。お客様が求めているものまで広げることは少なくとも避けていただきたい。表示を導入するに当たって、事業者が無理をさせてはいけないという話をいろいろ聞かせていただきました。しかし、無駄も私たちにとっては非常に大きな負荷になりますし、そこを考えていただきたいと思います。

すなわち、消費者の方が得られる利益に対して事業者が失う利益が余りに大きい場合には、その制度の導入は再検討していただきたいということです。制度はお客様のニーズと実行可能性のバランスで決まるべきものと思います。全ての加工食品に国別表示を導入することは、実行可能なものについてはできるだけやるべきと思うのですが、中小も含めて考えると、実行可能ではないだろうと思いますので、改めて実行可能性を精査していただきたい。

その中でも、可能性表示につきましては、確かに誤認の可能性はありますが、例えばしっかりした根拠をもって可能性を表示するのであれば、導入は可能なのではないかなと思っております。例えば前年度の実績、向こう3年の実績。提示を求めれば、この1年間の購入の計画といったものを示すことで、可能性表示も対象になるのではないかなと思います。

いずれにしろ、無理と無駄はない、中小も含めて実行可能な制度をきちんと精査していただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

多分、資料4について少し議論が深まればと思います。と言いますのは、実際のやり方に関して、表示、まさにこの検討会はそのためにありまして、否定ありきで始まってしまうと検討会は解散になってしまうわけですがけれども、前進する意味でということで今まで意見が出ています。すなわち大括りであるとか、可能性表示、中間加工地というところがこれまでイメージとしてこの議論の中でも出てきました。これに関するところで富松さんが言うのは、例えば消費者のニーズそのものではなく無駄ではないか。もしかすると、それは事業者側にとっての負担をただふやすだけではないか。一番大きなのは、事業者側もそうなのですが、冒頭にありましたように、消費者として得られる合理的かつ自主的という言葉がもちろんつくわけですがけれども、そういった情報となり得るかというのをもう少し

し消費者の側から御意見があればと思う次第ではありますが、いかがでしょうか。

夏目委員、この件関しまして何か御意見がありましたらお願いいたします。

○夏目委員 今、事業者様のほうからお話が出ましたけれども、やはり22プラス4品目から消費者のニーズに合わせて品目を拡大していく方法がいいのではないかと、そのようなお話が強かったと思うのです。ですけれども、それができなかった6年間、さらにその前からの継続の話であって、さらに拡大するために、消費者のニーズをどこまで掘り下げて拡大品目を決めていくのか。決める品目というのは今以上にとても難しいかなと思います。消費者は、できればみんな知りたいわけですが。その知りたい情報の中身については、100を知りたい人なり、例えば50でいい、30でいいという人もいます。それはさまざまですけれども、今のように、2割しか義務表示がされていない状況を進めていただければ、そこから消費者が得るもの、消費者が学ぶものは多いと私は考えます。

そういう意味では、もちろん国別表示というのが一番いいのですけれども、それが難しいということもさんざん議論されてきましたので、難しい状況から少しでも可能な表示を探りましょうというところで議論を進めていただければありがたいというのが意見でございます。

○森光座長 果糖ぶどう糖液糖みたいな情報が、今、まさに必要なかどうか。もし順位制でいくのであれば、そういったところが出てきたと。こういったことに関して何か御意見とかあれば。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 消費者が求めるものは何かというと、答えは1つに絞られるわけではない。多様性があるということです。したがって、これは、どう聞こうか、どういう質問をしようか納得感が得られるものとしては返ってこないだろうと思います。今、夏目委員もおっしゃったように、知りたい程度は人によってさまざまにありますから、このことを議論しているということは空中戦をいつまでもやっているにすぎないと私は思います。

その上で、例えば中間加工品の加工地のことではありますが、私ども日本人にとっては主食と言ってもいいほどのパンの原料は小麦粉なわけでありまして。日本で小麦粉に加工する場合と、粉、小麦粉そのもので輸入する場合があるということでありましてけれども、製粉の技術によって品質に影響があるのだらうということはおおよそ想像ができるわけでありまして。したがって、こだわりのあるパン屋さんそれぞれの粉のひきの状況等々を勘案しながら選んでいるというふうに理解をしております。そういう意味では、どこで製粉にしたかという情報は、私は極めて有益な情報の1つではないかなと思います。

それに比べると、例えば果糖ぶどう糖液糖の加工のものは小麦粉ほど大きいとは言えないかもしれませんが、これを外していい、あれを外していいとなれば、どこに線引きするのですか、線引きができないのではないですかと。むしろ、全ての食品を対象とするという趣旨からいけば、その趣旨にのっとって、その情報の価値というものが人によってさまざまでありましようけれども、そのことを追求するというのが私はこの検討会の

ミッションであってしかるべきだろうと思います。

それから、情報がいろいろ誤認を与えるということ。情報というものは、これに限らず、提供すると誤認を与えることはよくあります。同じ情報であっても全く違う受けとめ方をするという事は間々ある話であります。それはいいとは思いませんで、消費者教育というとおこがましいですが、それをどういうふうに消費者に伝えていくかということは、先ほどほかの委員からお話がありましたように、セットで提供していかないと、いつまでたっても正しい情報を受けとめるわけにはいかないということになるのだと思いますから、工夫の余地はいろいろあるかと思いますが、進めるのだということを前提で、誤認がないように、どうすれば誤認が少なくなるか、そういうことも御検討いただければありがたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

誤認がないようにというのは大変重要なことだと思っています。そういう意味で、いわゆる一次産品、加工されていない農産品の生産地と、中間加工品の加工地が混在するような場合、そのような想定がされるような制度をつくるということは、消費者にとっては混乱を来すと思います。つまり、中間加工品の加工地の表示を認めるということは、それは消費者の混乱を招くだろうと推測をします。

私は、そういう意味では、中間加工品の加工地表示は行うべきではないだろうと思います。そもそもどういう原材料を表示の対象にするのかということに話がまた戻ってしまうのですが、対象は全ての加工食品が対象であるけれども、原材料をどのように選ぶのか、どのようなものを対象にするのかということが肝だろうと思います。要は果糖ぶどう糖液糖のような、あるいは添加物のようなものまで含めたものにするのか。あるいは、先ほど私も発言しておりますが、いわゆる生鮮の農産品、畜産品、水産物とか、そういうものに限るのか。そういうところを今後しっかり議論していただきたいと思います。そこところが、今の齊藤さんのお話と私の意見というのがぐちゃぐちゃになると困ると思っています。その切り分け。対象原材料をどうするのかというところははっきりしていただきたいと思います。全ての加工食品を対象にということでは、それは共通認識ということで進めていただいいていいと思っています。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

私、市川委員の意見が理解できなくなってしまったので。中間加工という言葉のほうが、私は、資料4を見た限りでは、それを書かないと業者さん、事業者さんが大変だなと思うぐらいクリアにわかる気がしたのは実際の印象です。また、先ほど言われた表示方法の一つのアイデアとして、生鮮に限ってしまったとき、例えばリンゴとかミカンとか、現在やっていたらっしゃるようなものだけで、先ほど夏目委員からありましたように、現行の22プ

ラス4ですから20%程度の表示率であるということと大して差が出ない。すぐデータが出ないので申しわけないのですけれども、精査してもらって、その辺は拡大に向けての検討でありながら、実は全く拡大していないという結末に終わってしまう可能性もある。言い方としては、齊藤委員の言っていることのほうが何となく合理的に、しかし、ルールを考えたときには例外なきのほうがまずは確固たるもので、原則としてという言い方は大変正しいように感じた次第です。

本日の生鮮のみという御意見の場合、かえってわからなくなってしまうような気もしたので、またそれは後日考えたいと思います。

このほかいかがでしょうか。

武石委員、お願いいたします。

○武石委員 今、消費者の方から対立した2つの御意見があったのですが、齊藤さんの意見について少しお話しすれば、齊藤さんも納得されたように、実は小麦粉などは加工技術が製品のブランドに一番影響しているということであります。ということは、要は、原料原産地には余りこだわりはないということの裏返しではないかと思っております。

では、加工食品の場合は、繰り返し説明していますように、原料の安全性をきちんと担保しながら加工して製品化していくというところが肝なわけで、原料の品質にかかわるものというのは限定的である。だから、今まで22品目群プラス4という限定的なものにとどまった。22品目プラス4がここまでしかできないのではなくて、必要なものは相当できているというふうに事業者としては理解すべきだと思っております。

それとあわせて、とりあえず全ての加工食品で線引きは難しい、これも非常に乱暴な話で、先ほど申しましたように、規制を受けるのは中小を含めて全ての事業者であります。そういった観点で、例外や線引きが難しいからといってそれを放棄してしまつては、全て加工食品というのが義務化になるということで、本当に表示できない、技術的にできないような業態がどう対処すればいいか。答えを返したことに全然なっていないと思っております。

○森光座長 確かに、これまでもよく、事業者さんの首を絞めるのは私は嫌ですという発言をしていたと思います。その意味で、加工地云々に関するところを含めて実行可能性ということで検討会に入っているわけですので、今のは全くやらないという御意見にしか聞こえない話ではあるのですけれども、拡大はあり得ないというわけではなく。

どうぞ。

○武石委員 そこは、当初から申し上げておりますけれども、先ほど申しましたように、大括り、あるいは中間加工地、可能性表示、それは恐らく、消費者の団体からすると、過去の検討会でも可能性表示は実際の現物の表示とデータで表示されているものが違うところは、恐らく根本的に表示になっていないというふうに解釈すべきだと思います。

そういった意味で、大括り表示についてもいろいろ課題を挙げたわけですが、事業者としては、当初から、義務表示にどうしてそこまでこだわるのかということ常を申し上げ

てきているわけでございます。表示をするに当たって、例えば表示の義務化ではなくて情報提供という側面から考えれば、先ほどいろいろお話が出ているインターネットでもいいでしょうし、お客さんもそう、あるいはポップ表示でもいいと思うので、そこら辺を通して全て罰則付きの義務表示として考えなくてはいけないのかと。そこだけはちょっと納得できないということで、情報提供することについては特に事業者としては今までも反対しているわけではないということを変更して言いたいと思います。

○森光座長 その情報提示を義務化しろという意見ではなくてですか。ただインターネットで必ず義務化しろと。

○武石委員 そこはこれから議論だと思います。

○森光座長 検討。そういうことを含めてということ。

○武石委員 はい。

○森光座長 でも、インターネットで表示を義務化しても、結局、義務化という意味では同じようには感じるのですが、それとはまた意味合いは全然違うものですか。

○武石委員 インターネットの中で、今度どこまで表示を書くかによって、その可能性表示プラス大括りみたいなものも含めて、実際にインターネットの場合は情報を提供できるわけでございますし、あと、インターネットでなくても、電話相談によって手元の書類で原料原産地表示の情報を答えるといったこともいいでしょうし、そこら辺は東京都の条例なども参考にしながらやってもいいのではないかと考えております。

○森光座長 永田委員、お願いいたします。

○永田委員 今のお話だと、今までのお話が全てゼロリセットになってしまうような気がします。それはとても納得できないということで、やはり現行の表示では消費者への情報提供が足りないところを私はずっと言っておりますので、ネットでいいとか、もうこれ以上拡大は難しいのではないかというような議論よりも、もっと拡大に向けて、では、実行可能なものは何なのだという具体的なところに落とし込んで話を進めていただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

手が挙がりましたので、齊藤委員からまたお願いいたします。

○齊藤委員 私は先ほど来、国別表示が原則だと繰り返し申し上げてきました。小麦粉を例にとって発言をした際に、今、武石委員から、それは国別のことは余り問題ではなくて製造過程の問題だというお話がありましたけれども、これは今日の資料の4の7のところに国別表示が難しいという前提で御提案されて、私はこのことはやむを得ないなということ的前提にして申し上げているつもりであります。ですから、これを抜きにして、どこが原料原産地であるのか、意味がないということは全く思っておりません。それはぜひやるものならやっていただきたい。しかし、事実、こういう事情があってできないということは、私はこの検討会でよく理解したつもりでありますので、それにかわるものとするれば、せめてこれぐらいのことは可能ではないかと、ぜひお願いしたいという趣旨で申し上げて

おります。妥協の話の本論の話としてすりかえるということが誤認になっては困りますので、ぜひそういうふうなことで、どういう情報の提供の仕方をしても、人はさまざまな理解をするわけであります。したがって、その誤認が全くゼロになるということはないとは思いますが、そのことを解消していく努力は工夫と時間をかけてやっていくということしか道はないと思います。誤認を恐れる余り情報の提供を差し控えるというのは、私は筋論としては違うというふうなことを申し上げておきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

本日のスタートで、主語が決まり、述語を議論するといった中で、「やはりできません」、「やれませんか」という述語であると、その述語部分の議論が進まない。この辺、竹内委員からもし何か。制度上の話ではありますけれども、いかがでしょうか。いつも間に挟まれていて申しわけありませんということで。

どうぞ。

○竹内委員 実は先日、事前の打ち合わせのときにも、前回「合意」ではないかもしれませんが、一定の方向づけができたように私は感じていましたが、今回、とはいえ、「やはりできないですよね」という発言があるようでは困りますねということをお願いしました。

前回の繰り返しになりますが、どうしたらできるのか、第一歩を進めるということで、座長がおっしゃっているように、全品目を対象にして、ここが主語だとすると、どうできるのか、ここに向けて建設的な意見をぶつけ合うのが必要ではないかと思っている次第です。

ただ、今、私自身も混乱しているのですが、資料4の2ページのところに、課題が1、2、3とございます。今、課題3の中間加工品への対応について、結構難しいところをいきなり議論しているようにも思っています、やはり課題1と課題2が基本ではないかと。22食品群4品目については国別に情報提供されている。これが理想であるということは皆さんも御認識されている。

先ほど齊藤委員からセカンドベストという御発言もありましたが、これができないのであれば、「可能性」、あるいは「大括り」という中で、私自身も誤認ということを研究テーマにもしていますので、消費者に対して優良誤認を生じさせないためにはどうしたらいいのか。この辺をまず議論する。原料原産地と加工という2段階になっていることについていきなり議論するのは、私としては、ちょっとついていけないなど、このように感じている次第です。

以上です。

○森光座長 まさに先生がその誤認に関する研究されているのを存じ上げています。そういったデメリット感はいかがでしょう。先生の見目で、今、イメージなのですけれども、3つ挙がっている中で、誤認の可能性という意味で、もちろん、建設的な意見で、こうしたら誤認がより少ない。確かに誤認がゼロ%とか先生が太鼓判を押すわけにはいかないとは思いますが、いかがでしょうか。

○竹内委員 私自身は、「又は」という表示が非常に曖昧で、入っていない場合にも「又は」で表示されてしまう。これに関しては、本当に誤認が発生する可能性が非常に高いということで懸念しております。

先ほど富松委員からもお話がありましたし、たしか前回、座長からも、期間を限って、「このデータに基づいてこういう原材料を使っています」という表示もあるのではないかと御発言があったと記憶しております。どんな期間にすれば適切なのか、今、この場では私もアイデアはございませんが、そうした方法でやることによって、より誤認が発生しにくくなるのかなと思っています。

それでも誤認がないわけではありません。実は私自身は、「大括り表示」に関しましては情報性が少ないので、余りにもゼロ・イチですよね。「国産」なのか「外国産」なのかということで懸念していました。でも、むしろ「可能性表示」で、期間限定でデータの裏づけがあったとしても、誤認を生じるのであれば、「国産」ということを知りたいというニーズもありますので、大括りでも「一歩進める」という意味で大きな道を歩めるのではないかと。

座長からの御質問に余り答えていないかもしれませんが、このように感じております。

○森光座長 大変ありがたい参考とポイントになっております。

岩岡委員、お願いいたします。

○岩岡委員 今までの議論の中で、原則は国別の表示をしよう、あるいは22食品群プラス4品目については、今、国名でやっているわけですがけれども、それも食品群なり品目をふやしていこうということは否定されていないと思います。

そういう中で、片や国名の表示を義務化しているものもあれば、大括りのように、輸入あるいはその可能性のように入っていないものも国名が書いてあっていいというようないわゆるダブルスタンダードが生まれてしまうといえますか。ですから、消費者にとってはわかりやすい制度ということも大切な視点ではないかと思っております、そういう視点からしても、この議論がそのまま続くというのはいかがなものかと思っております。

正しい情報を伝えていないだとか、誤認を招くだとかということについては、3つの提案については先ほども申し上げましたので繰り返しません、要するにわかりやすい制度ということも念頭に入れて検討していく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

では、金井委員、お願いいたします。

○金井委員 前回検討会でもちゃんと確認していますが、閣議決定も踏まえて、全ての加工食品を表示するという方向性だと思って今日は臨んでおります。その上でどのように実行しようということで今日は議論しているのだと思います。

後戻りしてはいけないと思っております、例えば、資料4に課題1、2、3が書かれているのですけれども、基本は全ての品目について原料の原産国を表示するべきだということ

とでベースを確認すべきだと思うのです。その上での課題1、2、3ということでありまして、その後に出てきますパンの問題とか、果糖ぶどう糖液糖の話とか、例外的な課題がありますが、それができないから全部ができないみたいな議論をしてはだめだと思います。

これまでも私どもから、全農の自主基準を例に、基本的にはできるということをお示ししております。どうしても現行法の表示方法ではできない場合、例えば重量の割合が頻繁に変わるとか、中間加工品などについては実務上の課題に対してこういうやり方があるという例を出しているのです、後戻りしないでもう一度、そういう方向で御議論いただきたいと思うのです。よろしく申し上げます。

○森光座長 ありがとうございます。

済みません、先に毛利委員からお願いいたします。

○毛利委員 今回の検討会に臨むに当たって、過去いただいた検討会の資料を読み返してみたのですが、平成21年8月の食品表示に関する共同会議報告書のところに、可能性表示とか大括り表示、中間加工品のことなど議論されていた文章がありました。結論だけ言いますと、可能性表示については導入することは不適切と考えられる、大括り表示、輸入中間加工品の原産国表示については、これらを導入することは適切と考えられるというように文章では書かれています。合わせて、今後、加工食品の原料原産地表示、対象品目を拡大する場合の表示方法としてこれらを導入することは適切とも書かれております。当検討会で表示を全ての食品にやっていくという議論をしている中で、国別表示というのがベストではあるのですが、表示を拡大していくという意味で、平成21年も議論されていて、この間、何度か繰り返し検討されてきたと思いますが、表示を拡大するまでには今まで至っておりませんので、いま一度、表示を拡大するということはどういったやり方をするかを考えるべきだと思います。そのときに、大括り表示でいけば、国産を選びたいという消費者の声が65.4%あるという資料もございましたが、そういった要望にもかなうのではないかと私は思っております。

富松委員から、できないものもあるという話がありました。国別表示だとできないかもしれませんが、例えば大括り表示であればどうかという議論をしてもよいと思いますし、また、国別表示で進めていった場合できないということであれば、消費者としては情報開示を望んでいるわけですので、やはり合理的な理由をしっかりと説明することも必要だと思います。私は、双方歩み寄ることも必要だと思いますので、できないことを明確にしておくことも大切だと思います。

○森光座長 時間がそろそろ迫っておりますので、先に櫛委員からお願いいたします。

○櫛委員 流通代表として出ている櫛です。

この件に関して、流通としてもまだ団体の中で意見がまとまっていませんので、今までこの会に参加させてもらった中でお話をさせていただきます。製造事業者としては、原料原産地を正確に記載することはできない部分があるというのは、おしょうゆの話であるとか、小さなメーカーの話の聞いていただいて、ある程度はわかってもらっているとは思

ます。

その中で、齊藤委員からも出ていますように、全加工食品を対象としてというところで、どこまで歩み寄れるのかというのがこれからのことではないかと思っています。その歩み寄りも、表示の方法もあるかもしれないし、市川委員がおっしゃったように、その中身までさかのぼってもう一度少し考えてみる必要性もあるのかなと思います。

先ほど富松委員もおっしゃっていましたが、液糖などの例で言うと、一生懸命頑張っていて、事業者が手間暇をかけて、お金をかけて表示した結果が液糖の国内加工だけだというのは非常に寂しいことだと思っています。費用対効果を考えてできないところはどうかやって逃げるかというのを、いろいろな案は出してもらったと思いますので、この後、考えていければと思っています。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

最後、富松委員、よろしくお願ひいたします。

○富松委員 できない、できないと言っているふうに聞こえてしまうところが立場上つらいのですけれども、やるというベースで話を進めていたわけではなく、実行不可の可能性がある中、どうやったらできるかというベースで進めていたと思います。そういう意味では、これまでの制度をただ拡大するようなことは難しいけれども、新しい何かを考えていきたいというのが我々のスタンスだったと思います。

その中で、大括り表示について一つ御意見を申し上げたいのですけれども、先ほどしょうゆの例が出ましたように、大括り表示であっても、国産及び外国産の両方を使っておれば、大もとのしょうゆ協会が表示の順番が変われば、その先のしょうゆ屋さん50社の表示が変わり、さらにその先の加工メーカーも表示が変わります。今回、それに対する対策として、加工地表示を入れていくという提案をされていると理解しました。

では、その大もとのしょうゆ協会さんもしょうゆを家庭用で販売する場合には原料原産地表示をしなくてははいけません。このおしょうゆ屋さんは、原料の産地が変わると表示を変えなければなりません。表示を変えるということが表示ミスやコストアップにつながり、実行可能性に非常に影響を与えたいと思います。このような素材メーカーについては、可能性表示のような対策が必要と考えます。

また、先ほど監視のところでは指導のお話がありました。この指導に関する説明を見ますと、指導を行う場合の条件として、②と③に、商品の撤去であるとか、速やかな情報開示、すなわち社告やウェブ上の情報の開示が前提となっています。これを怠れば、指示ではなく指導になります。表示ミスをホームページで告知をする、製品を撤去する、これは私たち事業者にとってリコールと同じです。さらに、それを市場から回収した場合、都道府県には自主回収報告制度があって公表されます。したがって、この制度は、確かに指導という形で緩く対応していただけるのであればいいのですが、指導に抑えるために、みずから公表することが前提だという話であれば、この表示の切りかえ時のちょっとしたミスが起

こつても、表示ミスを知して店頭から回収することになり、非常に厳しい制度になります。このような監視指導も含めて実行可能であるということを考えていただきたいと思ひます。

最後に、国際整合性についてですけれども、韓国、オーストラリア、日本のこれまでの通知に上がった報告が、特段問題がなかったので国際整合性は大丈夫だというお話を伺ったのですが、私、詳しくは知らないのですけれども、アメリカであったCOOLは、アメリカに対する輸出業者の失うメリットはアメリカの業者の失うメリットよりもはるかに大きいということで敗訴したと聞いております。そういう視点ではこの制度は大丈夫でしょうか。

以上です。

○森光座長 済みませんが、農水から御意見をお願いいたします。

○島崎消費者行政・食育課室長 指導の話がありましたので、その部分を私からさせていただきます。

今、富松委員がおっしゃったように、条件の中に、故意でない、簡単に言うと、うっかりミスであれば指示・公表しないということなのですけれども、その後についている表示の修正、もしくは商品の回収というのがありますが、さすがに、うっかりミスであっても間違っているものをそのままずっと置いておくというのもなかなか許されないなというのも確かです。修正というのは、例えばシールを張るとかの手当てもできますでしょうし、そこは手当てを速やかにやってほしいなというのはやむを得ないことだと思ひています。

それから、あとの告知といひますか、当然、社告というのもありますが、いついつのものについてはこういうふう間違っていましたと店頭で張り紙をするというものも認められておひまして、そのような対応をとっていらっしゃるところもたくさんあります。

今言ったように、いつも事業者の方がおっしゃる原料原産地表示は直罰との話がありますが、いわゆる指導があつて、指示があつて、命令があるというような、私どもも、『時の法令』にもスリーアウト制という表現を使つてありますけれども、そういうのを一気に飛ばす直罰という規定は、あくまでも非常に悪質な方のためにつくつてあるということをつまづは事業者の方に御理解をいただくことが必要なのではないかと思ひます。事業者の方からは、原料原産地表示は直罰なのですよねというのを常に言われて、それはうっかりミスも含めて皆さんそのような思ひでいらっしゃるので、今回そのことをはっきりさせましようということて現在やつているところを示させていただきます。

3万件あつて300件程度、原料原産地表示だけではなくていろいろな指導をやつておりますけれども、その半数ちよつとが大体原産地とか原料原産地というような状況でございます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

あとは、消費者庁、お願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、COOLについて消費者庁から御説明させていただきます。

す。

COOL (Country of Origin Labeling) とは、アメリカの原産地表示ルールのことと承知していますが、恐らく富松委員が言われたのは、アメリカのCOOLで食肉の原産地表示をする制度のことと思っています。制度の概要というのは、アメリカの食肉では、出生・肥育・屠畜がどこで行われたのか、この表示が求められるということで、出生・肥育・屠畜全てが1カ国で行われた場合にはその国名、例えばアメリカ産、カナダ産と表示をし、その出生・肥育・屠畜が複数国で行われたら、当該複数国、アメリカなりカナダなりメキシコなりと表示をするものです。アメリカのCOOLについては、アメリカ産、カナダなりメキシコなりで出生・肥育・屠畜が行われるとそれを表示しないといけないという点が、輸入家畜に対して不利な待遇を与えている、先ほど消費者庁から説明したTBT協定の内国民待遇に違反するという案件だったと思っています。

今、検討しております原料原産地表示は、現行の22食品群4品目もそうですけれども、輸入品について対象とするものに今はなっておりません。新しく制度を検討する際にも、今回、加工地表示ということで、中間加工品、輸入品も含めての資料を出しておりますけれども、その中で、海外の生産者、製品に対してこの内国民待遇の違反をしなれば、いわゆるCOOL事件のような形にはならないのではないかと考えております。

○森光座長 ありがとうございます。

時間が迫っています。最後、簡単に。市川委員の意見を最後にしまして、まずはこの議論を終わりたいと思います。

○市川委員 簡単に。

資料4の9ページにメリット・デメリット表が出ております。中間加工品の加工地表示について、消費者のメリットのところ「どこで加工された原料であるかという情報が得られる」と書いてありますが、私は、これはメリットに当たらないと思っています。消費者庁の加工食品の原料原産地表示のホームページを見ると、なぜ原料原産地表示が義務化をされたのかというQに対して答えが書いてあるのですが、その答えに、その発端をたどると、加工食品の中には加工地を強調することで消費者に原料の原産地と誤解を与えるような産地表示を行っているものがあつたからと書いてあります。このように中間加工品に加工地表示を行うことによって、消費者は、その原料の産地はわからないにもかかわらず、その加工地を原料の産地と誤解してしまいやすい。やはりそのデメリットが大きいのだということを改めてここでもう一回述べさせていただきます。

ありがとうございます。

○森光座長 以上、議題の2に関するところの議論は終わりました。本来なら総括をすべきですが、時間が迫っております。ただ、最後、富松委員から、決して後ろ向きではないような御意見を少しいただけたのでほっとしているのですけれども、そういう意味でいきますと、大事なものは、どう表示していくかというところで述語を決めているのが本会でありますので、この検討会の中で意見を詰めていく上でも、皆さんからの意見を持ち帰らせ

ていただきまして、改めまして次回に合わせて新たなる資料を事務局と相談した上で御提示させていただいて、この件はちょっと大事なので、実行可能性、クリアなということをもし言うならば、全ての加工品、全ての国を書けというのは、簡単な述語であります、それができないという上で一生懸命検討している現状でありますので、基本的にはそのところをぜひ御理解いただいた上で、次回8回目の検討会にいただければと思います。

続きますは、議事次第の「3 その他」ですが、本日議論いただいた以外で御意見があればよろしく願いいたします。よろしいですか。

時間がありませんので、最後に、消費庁、農林水産省から御発言があればお願いいたします。

まずは川口次長からお願いいたします。

○川口消費者庁次長 大変熱心な御議論をありがとうございました。本日は、全ての加工食品への導入に向け、実行可能性を確保するための方策といたしまして、幾つか、可能性表示、大括り表示、加工地表示などのイメージの資料を提出させていただき、御議論をいただきました。各表示方法におけるメリットですとか、課題、懸念等について幅広い御議論をいただき、ありがとうございました。

次回も引き続き実行可能な方策についての御議論をお願いしたいと思っておりますけれども、どのような表示をするのか。あるいは、今日、いろいろな方に議論いただきましたが、義務表示を行う原材料の範囲をどうするかなども含めて御議論いただければ幸いです。

また、池戸座長代理から、大括り表示や可能性表示などを認める場合に、表示ルール具体化に当たり考慮すべき点についての資料を用意するよというお話がございましたので、これを用意しながら、その上で、それぞれの表示をしていただく場合の条件等についても御議論いただければ幸いです。そういう御議論を深めながら、個々の表示方法についてメリット・デメリット、あるいは懸念を解消するものなのかどうかという点についても御議論いただけるのではないかと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○森光座長 ありがとうございました。

続きますは、今城局長、よろしく願いいたします。

○今城消費・安全局長 農林水産省でございます。

本日は、熱心な御議論、誠にありがとうございました。今、消費者庁の川口次長からございましたとおり、今日何人かの方々からもございました原則をどうするのか、それがやむを得ない場合ということはどういう条件なのかということも整理していかないと、議論がなかなか収束しないと思いますので、そういう整理をさせていただきながら、また、いわゆる可能性表示も含めて「誤認」というお言葉もございましたけれども、それはある意味、デメリットということだと思います。どうすればそうならないようになるのかも含めまして、次回ちょっと整理させていただければということでございます。

今日は本当にありがとうございました。

○森光座長 ありがとうございました。

本日の会議はこれで終了いたします。

次回も、この議題、特に一步でも前進というイメージで、ぜひ委員の皆様方の御協力を
よろしく願いいたします。

では、次回につきまして事務局から連絡がありましたら、よろしく願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 次回の検討会は9月12日月曜日を予定しております。詳細は後
日御連絡をいたします。

○森光座長 時間が15分ほど超過して大変申しわけありませんでした。

それでは、皆様、本日は長い間どうもありがとうございました。